



2403 - 028

令和6年3月13日

企業主導型保育事業 実施者様

公益財団法人児童育成協会

## 令和6年度概算交付申請／月次報告に向けてのマスタ登録の確認

平素より企業主導型保育施設の運営にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

令和6年4月から公金管理システム(ピムス)での運営費の「概算交付申請」を、令和6年5月からは運営費の「月次報告」の申請を開始します。概算交付申請／月次報告の申請のためには、マスタの登録が必要です。

4月分の概算交付申請にあたり、3月中に今一度下記の内容をご確認ください。4月分の概算交付申請を行わない場合は、4月中(月次報告の申請が始まる前)に下記の内容をご確認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

### 記

#### (1)マスタ登録の確認(4月に在籍している児童・職員)

※各マスタで最初に「検索」を行って、登録状況を確認してください。

ホーム > 利用児童マスタ管理

### 利用児童マスタ管理

以下の条件で検索します。 ※条件を指定せずに「検索」ボタンをクリックすると、登録されている内容が全て表示されます。

検索条件

承認/非承認の別	<input type="text"/>		
保育施設コード	<input type="text"/>		
保育施設名	<input type="text"/>	を含むもの	保育施設名(カナ) <input type="text"/>
氏名	<input type="text"/>	を含むもの	氏名(カナ) <input type="text"/>

クリア 検索 追加登録

次の①～④を満たしていないと、4月分の概算交付申請／月次報告を「新規作成」したときに、「児童表」「職員表」に表示されません。



- ①4月に在籍予定の「児童」「職員」全員のマスタ登録があること。
- ②4月に在籍予定の児童の「利用児童マスタ」の「入所日」から「退所日」の期間に4月が含まれていること。
- ③4月に在籍予定の職員の「職員マスタ」の「就業日」から「退職日」の期間に4月が含まれていること。

※退所日／退職日が空白の場合、在籍期間は継続しています。

(例)入所日:2023/12/1、退所日:空白 の場合、2024年4月は在籍期間に含まれています。

- ④概算交付申請／月次報告に必要な職員の職員マスタの「職名」は、「保育従事者」または「連携推進員」になっていること。

※職名の「調理員」「その他」は、概算交付申請を作成したときに、運営費の対象の職員として表示されません。

※病児保育、一時預かり、保育補助者雇上強化加算の対象職員は、看護師であっても「保育従事者」を選択します。

※施設長は「保育従事者」「その他」のいずれかを選択します。

保育従事者（以下1つ以上満たす場合）

- ・保育に従事した時間を月次報告に計上する場合
- ・処遇改善等加算Ⅲの算定のための「専任の施設長」である場合

その他（職名(その他):「施設長」と記載してください）

- ・上記「保育従事者」以外

## (2) マスタ登録の確認(3月までに退所・退職している児童・職員)

- ・ 利用児童マスタの「退所日」、職員マスタの「退職日」に2024/3/31までの日付の入力がありますか？

※退所日／退職日が入っていないと、4月に在籍しているとみなされ、概算交付申請の「児童表」「職員表」に表示されます。

※登録がない場合でも、2023年度に在籍していた児童と職員は「追加登録」する必要があります。(こちらは2023年度の年度完了報告の申請までに必ず登録してください。)



### (3) マスタの一括削除について

現在、移行データに関連しデータが重複しているものについて、事業者様にて「不要」を記載いただいているところです。「不要」がついたものを、システム会社にて一括削除を実施します。

・共同利用企業マスタ：2/9より実施中。毎週金曜日 21:00～22:00

・利用児童マスタ：3/22より実施予定。毎週金曜日 21:00～22:00

・職員マスタ：3/22より実施予定。毎週金曜日 21:00～22:00

※データ消去の対象は重複のみとなります。

※「退所」「退職」による「不要」はデータ消去の対象となりません。「退所日」「退職日」を入力して登録してください。

### (4) マスタの承認について

4月からの概算交付申請／月次報告の申請に間に合うよう、現在は書類の添付を求めない等、簡易的な審査を行い承認しています。6月以降、ピムスの審査が本格的に始まるから、改めて審査を行いますので、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

以上

#### 【お問い合わせ】

企業主導型保育事業本部

電話 0570-550-819

(年末年始を除く平日9:15～17:15)

お問い合わせフォーム <https://www.kigyounaihoiku.jp/contact>